

サイドドア及びスタンドアの位置に関する事項

改正規則

鋼船規則 C 編

改正事項

サイドドア及びスタンドアの位置に関する事項

改正理由

国際満載喫水線条約（以下、LL 条約）附属書 I 第 21.2 規則では、サイドドア及びスタンドアの開口の下縁が、最上位の満載喫水線の上縁から少なくとも 230mm 上にある乾舷甲板に平行に引いた線の最下点と接するものより下方にあってはならない旨規定されている。

一方、SOLAS 条約 II-1 章第 15.9 規則では、それらの最低点が最高区画喫水（夏期満載喫水）より下方に設けてはならない旨規定されている。

本会規則では、LL 条約及び SOLAS 条約と同等の要件として、最高区画喫水より 230mm 上方の位置より下方に設けてはならない旨表現しているが、当該表現では条約要件との関係が不明確であるとともに、一部不整合が生じる可能性がある。

このため、当該条約との対応関係が明確となるよう関連規定を改めた。

改正内容

サイドドア及びスタンドアの開口の下縁位置に対する要件について、LL 条約及び SOLAS 条約との対応が明確になるよう、表現を改めた。

改正条項

鋼船規則 C 編 23.4.2